

令和6年度環境配慮契約法電力専門委員会（第1回）議事録

出席委員：岩船委員、小川委員、高村委員、藤野委員、松田委員、松村委員（座長）
横川委員、米山委員（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和6年8月22日（木）15時00分～17時10分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、これより令和6年度第1回環境配慮契約法基本方針検討会
電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議
室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的なお発言
の方法などについては、後ほどご説明いたします。また本専門委員会は環境配慮契
約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっております。動画チ
ャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環
境省大臣官房環境経済課総括課長補佐の福井よりご挨拶申し上げます。

環境省(福井総括補佐)： ただ今ご紹介いただきました、環境経済課の福井と申します。委
員のみなさまにおかれましては、大変お忙しい中、本年度第1回目の環境配慮契約
法基本方針検討会電力専門委員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。
昨年度から引き続きの委員の皆様におかれましては、今年度も委員をお引き
受けいただきまして、ありがとうございます。後ほど事務局の方からもご案内いた
しますけれども、昨年度まで座長でいらっしゃいました山地委員とNACSの村上様
がご退任されまして、今年度からは、検討体制としては、東京大学の岩船委員、NACS
の米山委員にご参画いただくことになっております。また、座長につきましては、
東京大学の松村委員にお願いし、新たな体制で検討を進めてまいりたいと思いま
すので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、2050年カーボンニュートラル宣言が行われて以降、社会全体の環境に対す
る取組が大きく動き出していると考えております。政府としても、2030年の2013
年比46%削減、更に50%削減の高みに挑戦するべく、エネルギー基本計画ですと
か地球温暖化対策計画が2021年度に改定されているという状況でございます。今
年度でありますけれども、次期NDC、国が決定する貢献の検討に加えまして、その
裏付けとなる、今申し上げました両計画が法律で定める見直し時期にも当たるとい
うことで、それぞれ改定が予定されているというところであります。そうした状況

の中、国などにおける率先行動というのがこれまで以上に求められているということだと考えておりました。環境配慮契約法はその実行手段として極めて重要だと考えております。特に電力の契約については、2020年度から継続して専門委員会を開催させていただいているという状況でございます。そして、今年度の環境配慮契約法の検討につきましては、8月1日に基本方針検討会を開催したという状況でございますけれども、この専門委員会においては、予定どおり、二酸化炭素排出係数引き上げの引き下げですとか、あるいは再エネの電力比率の引き上げについて、実施していかという点について、伺わせていただくということと、総合評価落札方式の導入なども含めまして、関係計画の見直しの方向性に整合した検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

本委員会につきましては、本日を含め合計3回の開催を予定しております。検討結果を踏まえまして、必要に応じまして、基本方針などの見直しを進めたいというふうに考えておりますので、委員のみなさまにおかれましては忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。以上で私の開会の挨拶とさせていただきます。本日どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：(Webシステムの使い方について説明、委員紹介と委員挨拶：省略)

事務局： それでは以降の議事進行を松村座長にお願いしたいと存じます。

松村座長： それでは議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、17時までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局： 資料につきましては、8月20日に事前に送付をさせていただいております。

事務局： (配布資料確認：省略)

配 布 資 料

- | | |
|------|----------------------------------|
| 資料1 | 令和6年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会 委員名簿 |
| 資料2 | 令和6年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等 (案) |
| 資料3 | 令和6年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール (案) |
| 参考資料 | 令和6年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領 |

3. 議 事

松村座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は議事次第にあるとおり、「電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について」「検討スケジュールについて」「その他」について議論していただく予定ですが、「電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について」が中心になります。事務局から、本年度の検討事項について、資料 2 により説明いただきます。資料 2 の前半、スライド 1 からスライド 22 が令和 5 年度における電気の供給を受ける契約の締結実績になります。また後半、スライド 23 以降が、本年度の電力専門委員会における検討事項等になります。会議の進め方としては、前半の令和 5 年度の実績と後半の検討事項に分けて説明いただき、資料の順番に沿って、委員のみなさまにご質問、ご意見を伺うことにいたします。それでは、事務局より、資料 2 の前半の令和 5 年度の電気の供給を受ける契約の実績の説明をお願いいたします。

環境省：（資料 2 前半説明：省略）

松村座長： ありがとうございます。現段階での暫定版ではありますが、令和 5 年度の電気の供給を受ける契約の実績について、ご質問、ご意見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。繰り返しになりますが、スライド 22 までの範囲のところでコメント等があればお願いします。

小川委員： 今ご説明の中で、何点かお聞きしたいと思つたことがありますので、確認をさせていただきますと思います。

ひとつはスライド 6 のところで、令和 5 年度は未実施のパーセンテージが増えたというお話で、令和 4 年から最終保障供給契約が顕著に増加していて、それが効いているのではないかというかたちでのご説明が少しあったと思いますけれども、ひとつはここの上にある最終保障供給契約が 1,151 百万 kWh で、2,963 百万 kWh という数字とはまだ大分開きがあるということ。それから、スライド 11 でいくと、最終保障供給契約というのは、ある時期までは非常に多かったようだけれども、どんどん減ってきている状況にあるという中で、未実施の部分が多くなっているのが、最終保障供給契約が多いことが要因になっているようなご説明に聞こえていたのですけれども、それ以外の原因がないのかを探す必要があるのではないかという気がしましたので、この辺を少しご説明いただきたいということでございます。

2 点目は、スライド 8 のところで、前年と比べても下がったというようなご説明があったと思いますけれども、内閣府がかなり減った状態になっていて、かつこれ

の場合は、予定使用電力量のパーセンテージがすごく大きく下がっているのです、そういう意味での大口の電力の部分で未実施であったということだと思っておりますけれども、これは特別の事情があって、こういう単年度の事態として起こっていることなのか、それともある程度これが継続しそうな状況にあるのか、その辺のところをご説明いただけないか。

国の機関とか独立行政法人に関係しているところで、ここの欄を見ていて疑問に思ったのは、経済産業省が存在しないような気がするのですけれども、なぜないのですか。それは再エネ比率のところでも同じようなことが出ていたように思いますので、その点を少しご質問したいというふうに思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。これ以外にも、藤野委員からチャットでご指摘をいただいているかと思えます。他の委員の方からのコメントもまとめて回答していただいたほうがいいかと思えます。それでは岩船委員、お願いいたします。

岩船委員： ご説明ありがとうございました。今年度からの参加ということで、わかっていないことも多いかと思えますが、いくつか確認も含めて質問させていただきたいと思えます。

そもそもこの環境配慮契約に配慮しなければいけないというのが、どの程度の強制力があるのかというのがもうひとつわからなくて、そのあたりのレベルを教えてくださいました。先ほど小川委員からもご指摘があったスライド6を見ると、実施可能であったが未実施という人たちも比較的いると。だから、できなかったわけではないけれどもしなかったというところも多いわけで、できなくてできないのと、できるのにやらないというのは、まったくレベルが違う話だと思いますので、そこはやはりもう少し分解して考えなくてはいけないのではないかと。未実施の理由として、できたのにやらなかった理由として、スライド3に経費削減等、コストとの関係の話もいくつか載せられていると思うのですけれども、経費を削減しなくてはいけないというのも公的な団体の大きなミッションだと思われるので、どの程度のコストアップであれば許容できるかということとのバターの関係もあるかと思えますので、そのあたり、どこまでのコストアップが許容できるか。この裾切り方式の実施自体、どこまで国として強制力を持って執行させることができるのかというようなところのバランスで、この実施度合いが決まるのではないかと思えました。そのあたり、もう少しご説明いただいてもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。以上です。

松村座長： ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

小川委員： もう1点だけ、質問し忘れていたことがありました。再エネ比率のところ、令和5年度から実際に始まっているということで、その実績として効果がどうだったかというのを見るのは、もう少し年数を重ねて、その結果としてどうかということで調べる必要があるかと思うのですけれども、そういった意味で確認をしたいと思ったのは、再エネ比率を仕様書等に何%というかたちで明示して記載しているかどうかというところでいろいろ見ていると思うのですけれども、そういう見方である程度年数を重ねて結果がどうだと確認していくのもひとつだと思いますけれども、もうひとつは、再エネ比率が最初35%で始まって、60%へ向かって順次変化をさせていくようなことを計画としては考えていると思いますので、その計画を具体的に進めていった時に、実際にその効果が上がっているかどうかということを確認しようと思うと、今の再エネ比率の仕様書等への記載というかたちで見ていくという方法でいいのかどうか。その辺は少し考える必要があるのではないかと思いますので、実際にやってみて、その辺のところでは何かお考えがあれば、お聞かせいただけないかということで、質問させていただきたいと思います。

村松座長： ありがとうございます。それでは、事務局の方からご回答を可能な範囲でお願いいたします。

環境省： 藤野委員からコメントをいただいているのですけれども、事務局からコメントを読み上げてもらいたいということもいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

(藤野委員のコメント読み上げ)

- 1) この仕組み自体は、ここ数年行っているものであり、仕様書が間に合わない、というのはただの言い訳（または事務局のプッシュが弱い）ではないか。
 - 2) この調子で冒頭にご発言頂いた政府の率先行動が実現できるのか、仕組み自体を見直さないと政府目標数値が達成できないのではないか（自主的な努力ではなく、強制的な仕組みも検討する等）、事務局の達成見込みおよび、実現への確度について、事務局のご見解をお聞きしたい。2030年まであと5年少ししかありません。
 - 3) たとえば、これはほんの一例だが、各施設の調達契約期間を公表し、意欲的に再エネ供給を実施したい事業者の参画を促すなどの工夫が必要ではないか。
- この3点をコメントいただいております。

今、高村委員からも挙手をいただいております。よろしければ高村委員にコメントいただけるとありがたいです。

松村座長： では高村委員お願いします。

高村委員： これまでご発言のあった、小川委員、岩船委員のご発言にも共通するのですが、調査の結果としては、なぜできなかったのかというところは整理をさせていただいていると思うのですが、少し踏み込んで、事務局から見てどういう課題があるのかという点はお聞かせいただきたいですし、今回は調査結果暫定版ということですので、次回でも、その評価についてお伺いしたいというのが1点目です。これはおそらく藤野委員のご意見の背景にもあるかと思っております。

もちろん、電力のエリアによって状況が違うということも、この間数年に渡って指摘をされているところですが、特に中央官庁のところで、省庁によってかなり対応が異なっている、少なくとも実施状況を見た時にかなりの差があるように思っています、このあたりも、その理由、あるいは状況について、もし評価、補正をしていただけるならば、次回のところで詳細を教えてくださいと思います。こちらの実施状況について、藤野委員からもありましたけれども、一過性の状況なのかということもありますけれども、実施状況について一種後退するかたちのデータが出てきていると思いますので、そのこともありまして、あえて重ねてお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

松村座長： ありがとうございます。事務局の方から回答をお願いします。

環境省： ご意見、ご質問いただきまして、ありがとうございます。初めに、小川委員からお話いただいた、令和5年度の未実施の理由で最終保障供給契約を含めて話があったけれども、それ以外に事務局の分析が何かないかということのコメントだったと思います。未実施の理由として伺っている結果としては、スライド3でお伝えしたような、経費削減や、前年度契約業者と引き続きの契約継続がコスト的にも安く済むとか、その方が取組としてやりやすいというふうに思われてしまっているのが、結果として出てきてしまったのではないかというふうに思っております。環境配慮契約の取組そのもの自体はぜひやってもらわなくてはいけないところでもあるので、その必要性も含めて、改めて周知をして参りたいと思っております。

また2つ目として、内閣府の取組が、前年度比でも数字的にも、予定電力量ベースでもちょっと低くなっているのではないかというご指導がありましたけれども、予定使用電力が大きい施設における契約が未実施になってしまったという結果がかなり影響をしているという確認が取れております。今後の方向性として、令和6年度契約においては改善できるように取り組みたいというふうにお話を伺っているので、内閣府の方でも次年度の結果が良くなるように取り組んでもらいたいというふうに環境省としてコメントして参りたいと思っております。

また、経済産業省の実績が未掲載というお話もありましたけれども、こちらは実績が近日届いたというところもありまして、申し訳ありませんが、この実績調査の

中に反映ができておりません。そのため現状暫定版というかたちになっているところで、ご理解いただけますとありがたいと思います。

また、小川委員から、再エネ比率をもう少し調べた方がいいのではないかと。60%、政府実行計画の30年度目標に向けて上っていくので、ただ書くだけでいいのかというところで、ご意見をいただいたと思っております。こちらは、今年度につきましては、令和5年度の取組というところでまず確認はさせていただいたところではあるのですけれども、例えば、仕様書に明記した人たちは、次の年度はより高いものにしていただくとか、順次上げていただくということも、場合によってはあり得るというふうに思っておりますが、ある意味全体の方針としては、ちょうど令和6年度の検討方針でご議論いただくように、再エネ比率の最低限の割合を底上げしていくというところが、事務局ができることなのかなと。また、それをより効果的にやってもらわないと意味がないということもありまして、そこに対してアプローチすべき対応をしっかりと検討していきたいというふうに思っております。まだそこは答えまで行っていないところがあるのですけれども、検討して参りたいと思っております。

続けて、岩船委員から、環境配慮契約法の強制力のところでコメントをいただきまして、法的な記載を申し上げますと、各府省庁、独立行政法人等の取組においては、基本方針に定める中で環境配慮契約の推進を図るための必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうなことなので、いわゆる努力義務というかたちでの扱いに取組としてはなっています。義務とされているものとしては、契約実績の内容の公表等というところで、毎年度おきに契約締結実績を各省の長、独立行政法人等の長は公表することになっておりますので、こちらは義務というかたちでのレピュテーションというところがございます。ただ、お話にあったように、未実施理由のコストアップとか、どれくらいそれが許容できていくのかというところ、そこは努力義務だから最低限やれるところをやればよいと思われなようなかたちで、できる限り、各省の予算の中で取り組まれる、決められた予算の中でやっている部分もあるので、そこはなるべくフォローしていくように、環境省としても取り組んで参りたいと思っております。

続けて、藤野委員からのコメントをいただいたところで、厳しくご指摘いただいたというふうに理解しております。1つ目の、この取組自体はここ数年行っているものということで、仕様書が間に合わないのは言い訳なのではないか、というコメントだったのですけれども、まさにおっしゃるとおりでございます。事務局から、関係省庁に対しては連絡会議というかたちで、再エネ電力の仕様書に明記については次年度から取り組んで参りたいということをご説明しているところ。それに加えて、次年度に用いる最低限の比率は35%以上でお願いしたいということ。裾切りに関しては前年度から言ってきていることでもありますので、そのプレッシャーと

言いますか、お声がけというところがまだ足りていないところですので、それ以外の取組、例えば、考えられるものとしては、事務連絡を出すとか、レピュテーションというところでは、先ほど申し上げたように努力義務というところがありつつ、一方で強く引っ張っていくというリーダーシップを見せていくということが、これからの取組として必要だと思うので、ご指摘を踏まえて、今後取り組んで参りたいと思っております。2つ目のお話も、国の率先行動として、それで十分達成できるのか、難しいのではないかというふうにお話をいただいている、どれだけ達成できる見込みなのか、実現への確度というお話になりますけれども、まず契約としてはできることをやっていきたいと思っているのですけれども、政府実行計画のいわゆる施設の発電というところも、例えば再生可能エネルギーは全体として60%というふうに見ることになっているところもあるので、そこは政府実行計画の担当、環境省一丸となって、達成見込みの実現状況などを含めて相談して、改めて次回報告のところで少し話をさせていただければと思います。現状では、はっきり達成できるというかたちが、今回下がった経緯もありまして、はっきり申し上げるのはまだ難しい部分があるのかなというふうにも思いますので、ここは検証させていただいて、確認した結果をお伝えできるようにしたいというふうに思っております。また、3つ目の工夫のところについては、お話しいただいたとおり、事業者が参画できるような取組というところをもう少し幅広くやっていけるように、例えば公告の発注見通しとか、そういったところが十分足りていない、入札参加したい人たちに対して伝わっていないところもあるかもしれないので、そこはしっかり検討して参りたいと思います。

最後に高村委員から2つコメントをいただいている、事務局から現状抱えている課題としてどのようなものがあるのか、評価、検証を伺いたいということ、また、中央官庁でも実績の差というものが出てきていて、そこに対する評価や補足をお願いしたいというお話をいただきました。藤野委員や岩船委員へのご回答と同じかたちではありまして、事務局としても周知徹底している部分があるのですけれども、そこだけでは足りていなくて、関係省庁連絡会議のようなかたちだけではなくて、もう少し拘束できる、環境配慮契約の取組を促していくための仕組み、制度作りというところをもう少し考えていかないといけないというふうに思っておりまして、そこをもう少し掘り下げて検討して参りたいと思いますので、また改めて次の専門委員会の時に、評価をしっかりした上で、ご報告等差し上げたいと思っております。長くなりましたけれども、全体としては以上です。

松村座長： ありがとうございます。今の回答を踏まえて、なお追加で質問があればお願いいたします。よろしいですか。それでは、資料2の後半の本年度の電気専門委員会における検討事項等に議論を移します。事務局より資料2の後半、スライド23以降

の本年度の検討事項等について説明をお願いいたします。

環境省：(資料 2 後半説明：省略)

松村座長： 説明ありがとうございました。スライド 25 に大きく 3 つの検討事項が挙げられています。「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討」「再エネ電力の最大限導入に向けた検討」「その他」となっています。まず、「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討」のうち、「排出係数しきい値の引き下げに関する検討」について、これまで議論してきた排出係数しきい値引き下げの方向性、スライド 29 にあるものですが、これを踏まえ、ご質問、ご意見をいただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

横川委員： スライド 25 に書いてある効果的な運用の検討につきましてですけれども、スライド 45 にあるように、総合評価落札方式の導入と排出係数の適切な引き下げのあり方、セットで検討というところは非常に重要かなと思っていて、やはり裾切りの引き下げの考え方のあり方、ここはやはり検討する必要があると認識しているところでございます。昨年度にも申し上げたのですけれども、しきい値を段階的にリニアに下げていると、0.6 から 0.310 に向かって、段階的にリニアに向かっていくというところが、本当にこれでいいのだろうかというような問題提起をさせていただきました。スライド 32 をご覧いただきますと、みなし小売電気事業者の調整後の排出係数の推移がございまして、大きく見ますと、2013 年から 2022 年に向けて、左から右下の方に、リニアに改善していた傾向がございました。ところが、細かく見ると、至近年度、2021 年、2022 年を見ますと、なかなかリニアには下がり切れていない、個別の事情が出てきているということもございまして、さらに 2022 年度の数字を見ますと、仮にこれが 2023 年度も横ばいと仮定しますと、0.520 のしきい値に引き下げた場合、裾切り基準に満たない会社も出てくるという実態も想定されるところでございまして、2023 年度が実際にそうなるかどうかははっきりしませんけれども、傾向として、リニアに実態が追い付いていないような実態があるのではないかなと感じているところでございまして、広域機関の供給計画で、向こう 10 年間の供給計画の数値があるのですけれども、それを仮に試算して、どれだけ排出係数が改善していくかということを見ましても、改善傾向にあるもののリニアには下がっていないと。これから洋上風力が計画されておりますけれども、今その計画が実際に普及するにあたっては数年のリードタイムがかかってくるころもありますので、そういった現実の実態を踏まえますと、このままずっとリニアに持っていくような考え方がいいのかということからは、少し議論の余地があるのではないかなというようなことを考えております。後ほどの議論になるかもしれないの

ですが、むしろ、総合評価落札方式のあり方というところについて、もう基本方針の中にはこういったやり方もできるとありますので、むしろこちらの議論と引き下げの議論を並行して考えながら、法の趣旨にも書いてあるような、経済性を留意しつつ、価格以外の多様な要素も考慮した契約の推進に努めるものとするといったことも踏まえて、改めて引き下げのあり方の議論をすべきではないかなと感じるところでございます。

スライド29のしきい値の引き下げのグラフに2031年度の数字が書いてあるのですけれども、これはどういう意味でしょうか。これから温暖化対策計画、エネルギー基本計画などを踏まえながら、新たな考え方が議論されるものなのかなと理解しているのですけれども、まだそういった議論がない中で、2030年の延長線上に次の数字が待っていると誤解しかねないのかなと思ひまして、ここをどういう意図で書かれたのでしょうか。

小川委員： 横川委員からいくつかご質問がありましたが、私も気になっているというか、ちゃんとチェックをしないといけないのではないかと思いますのは、0.520へ下げるということを本年度決めて、来年度から実行するという構造になるのではないかなと思うのですけれども、そういうかたちで考えた時に、先ほども横川委員からグラフでのご指摘がありましたが、スライド32で、0.520までしきい値が下がるということになると、各電力会社の平均値のところを見た時に、中国電力と北海道電力の2社については少なくとも0.520より上のところに平均値があるという状態ですので、そういった意味ではいくつかの問題がある意味で起こってくる潜在的な要素を持っていて、そこは大分慎重に検討しなければいけないのではないかなという気がいたします。そういった意味では、沖縄電力は対象外になってしまっているのですが、実際にはどうなのかというのが確認できないと思うのですけれども、本当は沖縄電力あたりで、0.6に下げたということに対して沖縄電力の平均はそれより全然高いところにありますから、一体どういう問題が起こるのかというのを確認できるともう少し良かったのではないかなという気がしますが、ただ、そういった意味で、環境配慮契約法で対象になる電力量の規模というのが、中国電力や北海道電力が取り扱っている電力量の規模と比べて、どれくらいの重みを持った話になっていて、平均がこうであったとしても、環境配慮契約法の方である程度そういうリクアイアメントを出した時に、その需要規模に対しては一定の、要するにそういう意味でいろいろならばつきを持った状態にあると思いますので、再生可能エネルギーなどを使った良いところの部分を取ってきて、環境配慮契約法のところはある程度対応できるという話であれば、それはそれでクリアできるのかもしれないけれども、そういった意味での条件がかなり際どいところでぶつかり始めてくるという意味では、しっかり検討を加えて、判断をしていくということが必要ではないかなというふう

に思います。以上です。

高村委員： しきい値の検討について、これまでも何度か同じ趣旨で発言をしているのですが、下げることについて慎重に検討する必要があるというのは、今、小川委員からもありましたように、賛成なのですが、そもそも環境配慮契約法の趣旨からすると、国または公的な法人、場合によってはそれを参照しながら自治体も行うわけですが、国や公的な法人が、より環境に配慮した電力の契約をすることを推進することで、その電力に対する需要を作り出して、新たな電力の開発も含めて促していくという趣旨であるというふうに思います。そういう意味で、実態として困難があるのかという点について、だからそれに応じた下げ方をすることには単純にはならないと思っております。その意味でより慎重な、小川委員が規模感の話をしていましたけれども、先導的な国の役割を果たしながら、しかし現実としてある課題をしっかりと解決していくという方策を考えるということになるのではないかと思います。この後の議論にも関わって参りますけれども、前半の議論であった、調査結果の原因の掘り下げが重要というのはそういう意味もあるに思っています。どこに困難があるのか、どういう制度、事務局から、契約を促していく、再エネ調達の促進をしていく制度、仕組みについても検討すると、大変心強いご提案をいただきましたけれども、それと併せて検討することが必要であると思っております。以上です。

松田委員： これまでもみなさまのご意見がありましたとおり、スライド 29 のしきい値に関しては、いろいろと議論がある中で、2 年に一度見直しをしていこうという方向感というのは共有されていたのかなというふうには思います。ただ、私も懸念しているのが、過去に定められた数字だからというところで機械的に下げた時に、それが現在の事業者に与える影響と、調達する国や独立行政法人等で現在もこれを実際に取り入れていない機関もあるという中で、それを真面目に取り入れている機関がコストアップ等の不利益を一方的に被るという影響もあるかなというふうに思いますので、引き下げていくという方向というのは共有しつつも、それが本当にこの数字でいいのかどうなのかといったところは、他の情勢も含めて慎重に検討すべきかと思っています。

もうひとつ私の方で気になるのは、スライド 33 にございますような、裾切りの水準とともに裾切りの配点例というところがあるのですが、こちらの方は 2 年前に同じように裾切りの議論をした時に、基本方針解説資料の中でその例を示したというように記憶しているのですが、今回仮に裾切りを行うと、例えば 0.520 にすると決めた時に、この表についても見直しを行った上で、本委員会の議論の対象になるのか、それともそれはそれで参考値として事務局の方で決めることになるのかとい

たところを確認したいと思います。裾切りの水準とともに、配点の水準というものも事業者にとっては影響が大きい部分でございますので、その点を確認させていただければと思います。以上です。

松村座長： 藤野委員からチャットでいただいていますので、事務局の方で読み上げていただけますか。

環境省： はい。藤野委員からいただいたコメント、ご意見をまず読み上げさせていただきたいと思います。

(藤野委員のコメント読み上げ)

1) しきい値の数値についても、ここ数年議論してこの専門委員会で合意し、親委員会で認められた数値で、まずはその数値をみなで目指すことを明示することが重要ではないか。今から、できる、できないを議論してしまうと、とても 2030 年目標は達成できない。

2) 総合評価落札方式についても、前から議論していて、なお一層野心的な取組をしている事例をハイライトしつつ、全体を引き上げていく努力を加速させる必要があるのではないか。

というご意見をいただいております。

松村座長： 他に意見がなければ、私も一言言わせていただきます。座長が言うのは不適切な気もしますが、一委員でもあるので発言させていただきます。今回の各委員の議論はかなり整理されていたと思うので、大丈夫だと思うのですが、2 つの点は区別していただきたい。今回と次の回で、次年度に向けて 0.60 を 0.520 に下げるか否か、そうでなければどんな数字にするのかということ、次回までに決めて親委員会に報告しなければいけないこととなります。それに対して、その後さらにリニアに下げていくということで 0.435、0.350、0.310、さらにその後の数字も書いてありますが、これに関しては第 2 回までに決めなければいけないことではないということ。2 つはまず区別してください。

次に、次回から全面的に総合評価落札方式に切り替えて、裾切りという発想を止めてしまうというのは、おそらくほぼ現実性がないと私自身は思っています。一方で将来に関しては、裾切り方式という発想を止める、あるいは主力ではないと整理する、つまり総合評価落札方式で巻き取るので、0.435、0.350 と下げていくようなかたちではなく、別のやり方で排出係数を下げていくということを促していくという仕組みに全面的に移行するということもあり得ると思います。従って、0.520 に下げるか否かという目の前の議論とは区別して、それ以降の将来の姿は第 3 回のところで再度議論する余地があるということは、みなさま頭の中に少し置いておいて

ください。

次に、0.520に下げるということですが、今までも、ずっと昔から、こんなしきい値にしたら旧一般電気事業者が応札できなくなってしまう、そうすると競争性ということからして著しく制約がある、だからということでエリアごとに違うだとか、あるいはそれなりに高い値にするということを繰り返してきたことを反省し、特定の事業者の排出係数が高ければ、その結果として目標値が下がる、つまりしきい値を上げられない、という不合理なやり方を止めるために、長期的な値を示して、事業者にも予見可能性を高めるかたちで、ずっと以前から、このスケジュールでしきい値を下げるというのがデフォルトですというかたちで示すと、以前整理したと思います。足元が厳しいから予定どおりに下げるのは難しいというのは、一面の真理ではありますが、先祖返りした後退した議論。以前になぜこういうことをしたのか、予見可能性を高めるためにこういうスケジュールを示したという基本理念に大きく反する議論になっていないかは、私たちは考える必要があると思います。

ちょっと余計なことを言い過ぎました。それでは、事務局の方から回答をお願いします。

環境省： いただいたコメントに対しての対応というところで、少し事務局から発言させていただきたいと思っております。

横川委員からいただいたような、排出係数の引き下げプラス総合評価をしっかりとやっていくことが重要である、ただ、0.52というところになると、小川委員からもお話があったような、北海道、中国といったところが次年度以降の契約においては影響が出てしまうのではないかとこのところは、実際の検証をしっかりとやっていくべきだと思っております、先ほど松村座長からも、今回と次回で次年度以降に用いる契約のしきい値の議論をしっかりとやっていくというところで、そこもしっかり実績の把握というところはやっていきたいと考えております。規模感というところも含めて、コメントいただいたと思っております、そちらも、使われている電力量や契約で未実施だった理由などを含めて、これまでご議論いただいたところもあったところですが、精査して、次回専門委員会でご報告差し上げたい。その上で、最終的な方針を確定させるような動きを取らせていただきたいというふうに思っております。

また高村委員からも、先導的な国の役割として、環境配慮契約法の意義というところもご指導いただきました。まさにおっしゃるとおりでございます、実際に排出係数自体を国全体として引き下げていくという理念の下で目標というものを当初作ったということが、やはり前提としてはあるところですので、できることはまず先に、やれるところをやっていく。その先のところは、松村座長からも補足いただいたように、第3回の議論も含めて、総合評価も含めて、実際に検討していき

いと思っております。

また、先ほどご意見をいただいた、排出係数の引き下げの方向性のスライドの中で、横川委員から、2031年の数字が書いてあるというお話がありましたけれども、そちらについてはリニアに引き下げた場合の数字をお示ししているものであって、何かしら他に謳われているものから出てきているものではありません。事務局の過年度からの資料で混乱を招くような数字になってしまいましたけれども、正しくは2030年度に書いてある、2031年度契約のしきい値に書いてある0.31、ここは当初からお示ししていたものであり、そこは変わらないというところをご理解いただければと思っております。

また、松田委員から、方向感というところは過年度から示されている議論でありますけれども、配点例の扱いについてもコメントいただいたと思っております。原則、解説資料というものが、閣議決定の基本方針とは別に、環境省が別途調達者に向けて参考資料として作っている資料になっておりまして、そこに最終的に配点例ということで区域ごとに作っているものがあります。そちらについては閣議決定になるものではないので、ご参考というかたちだとは理解しているのですが、必要に応じて、検討したものを委員会として挙げさせていただきたいと思っておりますし、事前に照会が必要だということであれば、確認させていただいた上で、解説資料の更新の反映というところにも進めて参りたいというふうに思っております。

藤野委員からは、方向感というところでご指導いただいた内容だと思っております。他の委員の方への回答と同じになってしまうところもあるのですが、2030年のエネルギーミックスを想定して作ったしきい値に元々なっているところもあるので、可能な限りそこに向かっていくこと自体は事務局の考え方としてまずあるというふう思っております。ただ、横川委員や小川委員からあったような、事実確認、検証を踏まえた上で最終的な判断をしていきたいというふうに思っています。総合評価についても、取組がしっかりやられている自治体も含めた動きをしっかりと確認させてもらって、それを横展開、グッドプラクティスを広めていけるような取組として、環境省がやっていきたいというふうに考えております。事務局からは以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。今の事務局からの回答を踏まえて、追加のコメント、質問があれば、お願いします。よろしいですか。それでは次に、「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討」の「環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策」について、資料2の前半の契約実績も含めて、ご質問、ご意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

小川委員： 1点だけ最初に確認をしたいのですが、先ほどのしきい値の方は2024

年に検討して、2025年にはそのことを実施するかどうかというかたちで考えていたと思うのですけれども、再エネ電力比率のスライド37のところは、2025年度に引き上げ検討と書いてあるのですけれども、40%に上げるかどうかというのは、今年度上げるかどうかを決めて、2025年度に実施するという話なのか。それとも、2025年度に引き上げを検討するという意味合いで、引き上げ検討と書かれているのか。そこははっきりわからなかったもので、どちらを具体的に考えているのかということだけご説明いただきたいということと、私自身はこれについては40%に上げるということを肅々とやっていくべきではないかというふうに思っておりますので、意見としてはそうなのですけれども、タイミングはどこなのかということだけ確認させていただきたいのですが。

松村座長： 次の「再エネ電力の最大限導入に向けた検討」のところでコメントをいただいたのかと思います。分けようと思っていたのですが、でもせっかくコメントをいただいたので、「調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討」および「再エネ電力の普及促進に向けた取組」も併せて、意見があればお願いいたします。

岩船委員： 最初に質問したことと関係することだと思ったのですけれども、繰り返しになりますけれども、未実施の理由の切り分けがまずとても重要で、それによって、できる方策も違ってくるのかなというふうに思っています。スライド34にあるように、やりたくてできない、気が付かなくてできないみたいなところと、まったくやる気がないところでは当然対応が違ってくるでしょうし、情報提供が重要であれば環境省の頑張りどころがあると思うのですけれども、先ほど努力義務だとおっしゃったので、努力義務であるルールに対して、その実施率を上げるということがどの程度本当に可能なのかなという気がしています。例えばここにあるレピュテーション効果を期待して、環境配慮契約未実施機関、施設の継続的な公表、とあるのですけれども、これがレピュテーション的にどれだけ効果があるのか。過去にこのあたりで上手くいった例みたいなものがあつたら、ぜひ教えていただけないかなと思います。レピュテーション効果が期待できないとすると、もう少し強制的なことを入れていく必要があると思うのですけれども、そこまで今回方策の中に入り得るのかということ自体を、まず確認できればなと思いました。

もうひとつ、先ほど排出係数の話があつたと思うのですけれども、これを引き下げることによって、離脱しそうな事業者がいるのか、団体、組織があり得るのか、それはエリアによってという話もあつたと思いますが、そこも、もし見通し等があれば教えていただきたいと思いました。雑駁ですが、以上です。

高村委員： 2点申し上げたいと思います。1点目は、環境配慮契約のさらなる実施率の向

上のための方策のところではあります。今、岩船委員からご指摘があったところにも関わることですけれども、法令上はもちろん努める義務、国ないしは独立行政法人が、基本方針の定めるところに従って、必要な措置を講ずるよう努めなければならない義務ですけれども、当然努めることについての義務はあるわけです。さらに、環境大臣が各省各庁の長に対して、必要な措置を取ることを要請することができる権限が与えられているというふうに思います。これまでいろいろ取組を進めてきて、前進もしてきたところがあると思うのですけれども、先ほど、効果的な措置についても、仕組みについても検討していきたいと言っていたのですが、本当に改善がされないということであれば、こうした要請をそれぞれの省庁の長に対して環境大臣が行うということも含めて、ご検討されたいかなというふうに思います。効果的な対策を進めるための各省庁の措置を検討いただきたいと思います。

2点目は、再エネ電力の最大限導入に向けた検討のところではあります。PPAについての言及があったと思うのですけれども、以前から、長期で発電事業者と契約をするPPAモデルというものを、この法律の下でも導入を検討してはどうかということで、今回入れていただいていると思います。スライド41ですね。これはぜひ検討いただきたいというふうに思っています。長期契約を理由にして環境配慮契約ができないと回答されているところもあったと思います。そういう意味では、長期の契約をする際の条件を明確化する。再エネのPPAモデルであれば長期契約ができるということが、ある意味で必要なひとつの条件だと思っております。逆に長期契約をしているが故に電力の環境配慮契約ができないということがないように、PPAモデルと長期契約のところについては検討をお願いできないかというふうに思います。以上です。

米山委員： 岩船委員や高村委員がおっしゃったところではあるのですけれども、法令上の努力義務というのはそんなに怪しいものではないというか、しっかりとやらなければいけないというふうに認識してもらわないと困るし、レピュテーション効果というのは、私は個人的に感覚がよくわかりませんが、こんなことを書かれたら恥ずかしいというようなものがあってもいいのではないかと。脅しとか下品なことを言っているわけではないのですけれども、こんなに頑張っているところがある、ベストプラクティスとして発表されているものがたくさんある反面、そこに至らないところが、名指しはしないまでも、こういうところに配慮が足りないから上手くいかないというようなところまで具体的に示されれば、もう少し動いてくださるのではないかなというふうに思いました。一般国民に対しての義務を強いているようなお話ではないので、消費者団体の立場から言えるというよりも、一般国民に対していろいろやれと言っているのであれば、国の機関はもっとしっかりやって欲しいというのがひとつのメッセージとして、先生方がおっしゃられたような、現実を把握

した上でそれをどうやって公表していくか、というところを事務局にもう少し頑張っていたらと思いました。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。他にご意見ありませんか。それでは、事務局の方から回答をお願いします。

環境省： ありがとうございます。最初に、小川委員から確認があった、再エネの検討時期、再エネの引き上げに関する検討時期についてですけれども、スライドが非常にわかりづらくなっていて恐縮なのですけれども、2025年度に引き上げ検討を書いておりますけれども、2024年度に引き上げを検討して、2025年度に例えば40%という数値的な目標を目指してはどうかということでのイメージをお示したのになっております。現行最低35%という位置付けではありますけれども、それを上げられるかどうか、本年度検討していきたいというふうに思っております。まだ第2回でもこの議論をさせていただきたいと思っておりますので、ご意見をいただければと思っております。

また、岩船委員からいただいた、未実施理由の切り分けをしっかりとやっていって、やりたくてもやれないところ、やれるのにやってもらってないところ、そこはしっかり分析して参りたいと思っております。レピュテーションに関するところに関しても、それを踏まえた確認をしていく必要があるというふうに思っております。そこはしっかり確認をしていきたいと思っております。また、しきい値の引き下げによる影響というところで、中国電力、北海道電力のエリアに関しては、0.52というところから、旧一般電気事業者のエリアという意味では少し外れる部分もあるので、そのリスク検証というところは次回の専門委員会で報告させていただきたいと思っております。

また、高村委員からも、同じようにレピュテーションのところで、環境大臣による各省庁の長に対する措置を取るように要請することができる、環境配慮契約法上の規定というところでのご指導をいただいたところでした。まさにこれくらいやってもらわないといけないというところがあれば、そこはしっかり検討して、実はこの要請に関してはまだ出したことがないと聞いている状況でありまして、そこは慎重に対応したいところもあるのですけれども、政府としてやっていかなければいけないことでもありますので、そこは検討して参りたいと思っております。また、PPAについても、長期契約と併せて引き続き考えて参りたいと思っております。こちらは省内も含めて、地球温暖化対策計画等々との整合なども含めて検討していきます。

また、米山委員からお話しいただいたような、名指してレピュテーションしていくというところで、未実施機関の公表そのもの自体は確かにやってはいるところなのですけれども、例えば極端に言えば報道発表するとか、実際にこの現場に来て

もらって未実施の理由を説明してもらおうとか、これくらいやらないといけないのに頑張っていないようなところ、そこにたどり着いていないような人たちに対しては、もう少し厳しめに対応できるような方策は検討していかなければいけないなというふうに思いましたので、引き続き検討させていただければと思っております。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。それでは3番目の検討項目である「その他」のうち「総合評価落札方式の導入に向けた継続的な検討」について、ご質問、ご意見をいただければと思います。これについては第3回の専門委員会において中心的な問題になりますが、それに先立って予め確認しておきたい、あるいは予め意見を言っておきたいということがあれば、ぜひお願いいたします。よろしく申し上げます。

小川委員： 総合評価落札方式についてなのですが、現状の状況は総合評価落札方式という言葉だけがある意味で提案されていて、一人歩きしているみたいな状態になっていると思うんですね。もうひとつ現在行っている裾切り方式については、具体的にどういうことを中で決めて、どういうふうに当てはめて、それを実行していくんだという像がはっきりしていると思いますので、そういった意味では、総合評価落札方式についても、具体案として、こういうふうを考えるんだというような案を提示して、それで裾切り方式と総合評価落札方式の両方を比較して、どういうところに良いところがあるから、だから総合評価落札方式を取り上げた方がいいとか、そういう議論ができるようなかたちにしないといけないのではないかという気がしております。総合評価落札方式という言葉だけで動き回っているという状態ではなくて、第3回でいいと思うのですが、具体案を実際に出していただいて、裾切り方式の現行やっているものと比較して、どういうところに違いがあるということをやちゃんと特定できて、議論が進むようなかたちにさせていただけないかというふうに思います。以上です。

横川委員： 小川委員がおっしゃったこととほぼ同じなのですが、総合評価落札方式というのは具体的にどういうものなのかと。これは裾切り基準でばっさりと裾を切ってしまうやり方ではない、環境配慮の排出係数の評価も、また価格面の評価、あるいはレピュテーションの評価、そういったものを調達実施機関が総合的に評価できる方式なのかなと理解しているところです。これによって環境配慮の目的が達成できないということではないと思いますので、より具体的な議論をするためにも、第3回が議論の本格化という議論の順番は理解するものの、具体的な検討というのは事務局ベースでも早く着手していただけたらなと思っております。以上でございます。

高村委員： 2点あり、ひとつは、事実関係として、温暖化対策計画のフォローアップの委員会の議論の私の受け止めは、総合評価落札方式を検討するということはひとつのオプションとしてあったと思うのですけれども、むしろ趣旨というのは、温暖化対策計画の中で政府率先行動と、さらに政府の目標を達成するために、電力の調達をより排出係数の低いもの、あるいは再エネの調達を増やしていくという方策をしっかりと考えてください、という趣旨の議論であったというふうに私は理解してまして、必ずしもこれが総合評価落札方式について検討するというだけの議論ではなかったというふうに思っています。これは少なくとも私の理解としてはですね。その上で、小川委員もおっしゃっていましたが、総合評価落札方式というのが、まったく素でいろいろな内容を考慮するというやり方なのか、それとも、最低限これを満たさなければいけないといった基準を持ったかたちでの最終的な総合評価の方式なのか。具体的な制度の作り方によって、しかもそれが全体として今よりも良い制度なるということを確認されるということが必要だと思っております。小川委員のご発言に同じですけれども、総合評価落札方式について具体的な制度設計の議論をしないといけないかなと思っております。以上です。

松村座長： ありがとうございます。他はよろしいですね。それでは、事務局から回答をお願いします。

環境省： ありがとうございます。小川委員、横川委員、高村委員からお話をいただいたような、総合評価の具体的な中身、制度設計の議論というところを第3回の専門委員会ですでにできるようなかたちに、事務局としても着手して参りたいと思っております。できる限り早めに進めていきたいのですけれども、第2回が9月13日というところもあるので、そこでも継続的な検討をさせていただきつつ、追加的なご指導があれば、そこでまた賜りたいというふうに思っております。

最後に、高村委員からお話があったような、中環審の専門委員会での趣旨についても補足いただきまして、誠にありがとうございます。まさにおっしゃられたとおりでありまして、政府が目指しているものとして何が最適なのかというところを真に考えられるようなかたちでの検討を進めていきたいというふうに思いますので、引き続きご指導賜ればというふうに思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。それでは、次の「昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響の把握等」および「沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討」について、併せてご質問、ご意見をいただきます。よろしく申し上げます。特段の意見、コメントはないということですのでよろしいでしょうか。それでは

次の議題に移ります。電力以外の契約を含めた本年度の環境配慮契約法基本方針検討会等の検討スケジュールについて、説明をお願いいたします。

環境省：(資料3説明：省略)

松村座長： これについて何か質問ありますか。よろしいですね。それでは議論はこのあたりで終えさせていただきます。本日委員のみなさまから出されました、本年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等へのご意見等を踏まえて、事務局において排出係数しきい値の引き下げ、および再エネ電力比率の引き上げを中心に、9月13日開催予定の第2回電力専門委員会の議論の資料を取りまとめていただくことといたします。他にご発言はございませんか。それでは議事進行を事務局にお返しいたします。

環境省： 松村座長、進行をありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、熱心にご議論賜りまして、誠にありがとうございました。本日の議論を踏まえまして、第2回電力専門委員会における具体的な事務局案の検討を進めさせていただきまして、検討して参りたいと考えております。その過程で必要なお相談等ありましたら、別途ご相談させていただきたいと考えております。それでは以上を持ちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上